

医薬品情報提供許可規定

作成日	2024（令和6）年8月7日
版数	第4版
管理レベル	2次文書
主管（部門・委員会）	薬事委員会
関連部門・委員会	診療部、薬剤科・薬事委員会
関連文書	医薬品情報（DI）業務マニュアル、医薬品情報提供願、京都市立病院事業者訪問規定
作成者氏名、所属部門	多留木（薬剤科）

MRが本院未使用医薬品の情報提供活動を行うときは、薬剤科に「医薬品情報提供願」を提出し、許可を受けた後に情報提供活動を実施する。（但し、医師の依頼など本院が必要とする場合は除く）。

1 「医薬品情報提供願」を提出し、情報提供活動を行うにあたっての基本的な考え方

- （1）既採用医薬品より薬理薬効的に優れているものであること。
- （2）薬理薬効的に全く新しい医薬品にあつては、臨床的に優れた薬効が期待できるものであること。
- （3）薬物療法を安全かつ有効に行えるものであること。
- （4）薬価基準収載医薬品であること。（但し、自由診療用医療用医薬品も含む）
- （5）患者負担について考慮したものであること。
- （6）経営面について考慮したものであること。

上記の事項の何れかに該当する医薬品であること。

2 医薬品情報提供許可手続き

MRが「医薬品情報提供願」（京都市立病院 HP よりダウンロード）に所定事項を記入し薬剤科に届け出る。薬剤科医薬品情報管理室は「医薬品情報提供願」を確認し、必要に応じて院内又は地域薬局公開のヒアリングを行う。情報提供許可の可否を薬剤科部長と該当診療科部長との相談の上決定する。後日、結果をMRに通知する。

3 医薬品情報提供について

医薬品情報提供許可を受けて情報提供を行う際には、「京都市立病院事業者訪問規定」を遵守すること。

附 則

平成18年7月1日 制定

平成 26 年 7 月 31 日 改訂

令和 2 年 7 月 1 日 改訂

改訂日	版数	改訂者	改訂理由と内容
2021（令和 3）12 月 8 日	第 3 版	楠川（薬剤科）	非常時で院内もしくは地域薬局公開のヒアリングが行えない場合の対応について追記。
2024（令和 6）8 月 7 日	第 4 版	多留木（薬剤科）	「医薬品情報提供願」を改訂し，情報提供許可の可否を薬剤科部長と該当診療科部長との相談の上決定することを追記。ヒアリングの非常時の場合を削除。